

森林・林業政策の推進を求める意見書

我が国の森林資源は、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源の循環利用を確立させることを通じ、森林の公益的機能の維持・増進を図るとともに、林業・木材関連産業を振興させることが重要な課題である。

こうした中、新たな「森林・林業基本計画」が、5月24日に閣議決定されたが、この間講じられてきた路網整備、施業集約化、国産材の安定供給体制の構築等の一層の推進はもとより、主伐後の確実な再造林、国産材需要拡大等の施策の確立が重要となっている。

よって、国におかれては、森林資源の循環利用の確立を初めとする森林・林業政策の推進、平成29年度予算概算要求における予算の拡充等について、具体的進展が図られるよう、次の事項を早急を実施されるよう強く要望する。

- 1 「森林・林業基本計画」に掲げる施策の具体化を図るために必要な平成29年度予算の確保を図ること。

また、地球温暖化防止森林吸収源対策に係る安定財源の確保に向けた検討を加速化させるとともに、安定財源が確保されるまでの間においても、必要な施策が着実に推進されるよう、予算の確保を図ること。

あわせて、骨太の方針に盛り込まれた、新たな森林環境税（仮称）の創設については、地方が先行している、森林環境税との整合性を持たせた制度設計にすること。

- 2 森林資源の循環利用の確立に向け、国の責務として鳥獣害対策も含めた再造林に対する公的補助の拡充を図ること。

- 3 森林経営計画の促進のため、市町村への林務担当職員の配置、人材育成に向けた国の支援策を講じるとともに、国の職員による技術的な支援を行うこと。

また、経営意欲の低下した所有者の森林、不在村者所有森林など、集約化が困難な森林については、地方公共団体の公有林化の促進に向け、全額国費による助成等、支援の強化を図ること。

- 4 地域材の安定供給体制の確立に向け、原木の取りまとめは、流域単位の川上・川中・川下等の関係者及び、官民連携による協議会方式を基本とし、安定供給、需給調整、販売をコーディネートする組織・人材の育成を図ること。

また、地域材利用促進については、公共建築物の木造化、中高層建築物等へのCLTの利用拡大等、これまでの対策を一層推進させるとともに、

2020年東京オリンピック・パラリンピック関連施設への地域材の利用促進と、森林認証・認証材の普及・拡大に向けた対策を図ること。

- 5 「山村振興法」の基本理念、附帯決議に基づき、山村地域において雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援措置を講じる等の具体的施策の確立を図ること。

また、地域振興、地域林業確立の観点から、国等の発注する事業については、流域や都道府県を単位に、地域の事業者が優先的・安定的に事業を受注できる発注方式に変更すること。

- 6 条件不利地域など適正な森林整備が進まない森林については、水源林造成事業等による公的森林整備の拡充を図るとともに、事業の長期的・安定的な実施に向けた体制の確立を図ること。

また、国有林野事業については、公益重視の管理経営と、地域振興・地域林業への貢献に向けた役割を果たすため、組織体制の拡充を初めとする現場管理機能の強化・拡充等を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議長 武石利彦

衆議院議長
参議院議長
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣
(地方創生)
林野庁長官

様